

よくあるご質問（Q & A）

ご 質 問 内 容	回 答
1 . 受給できる事業主の条件について	
1-1 ・ 社会福祉法人は対象となるか。 ・ 個人開業医は対象となるか。	対象が営利目的の事業主ですので、対象となりません。当該助成金においては、公共法人、公益法人等（社会福祉法人、医療法人（個人開業医を含む）はこれに含める）、協同組合等は非営利法人とみなし、交付の対象としておりませんのでご了承ください。詳細についてはお問い合わせください。
1-2 ・ 支社長が申請を行い、支社以下営業所等の正社員数が100人以下でもよいか。 ・ 島根県内の事業所の正社員総数が、100人以下でもよいか。	申請者は本社の事業主とし、正社員の数とは松江市内外の全ての事業所の正社員総数です。
1-3 常時使用する従業員とは、「週当たりの所定労働時間が正社員と概ね同等である者」とあるが、概ねとは数値にするとどれだけか。	8割以上です。
2 . 受給できる新規学卒者の条件について	
2-1 ・ 新規学卒者が東出雲町在住であれば、平成23年8月1日からは松江市になるので対象になるか。 ・ 途中で対象を東出雲町にも拡大されたのは何故か。 ・ 本社が松江市内、支社が八束郡東出雲町内の場合、どちらへ申請すればよいか。	松江市と八束郡東出雲町が平成23年8月1日に合併することが決定したため（新市名称「松江市」）、要綱を一部改正し、新規学卒者の住所要件を「松江市」から「 松江市又は八束郡東出雲町 」（以下、「松江市等」という）へ拡大しました。 尚、東出雲町でも同様の新規学卒者雇用奨励助成金制度を設けており、両市町に事業所を有する事業主はいずれかの市町に申請することができます。双方への申請（重複受給）はできません。合併後、平成23年8月1日以降は、窓口が一本化され、松江市定住雇用推進課で諸手続きをしていただくこととなります。
2-2 雇入れる新規学卒者の住所は、松江市内でなければならないか。	対象となる新規学卒者は、平成23年5月1日以降、松江市等に住所を有する者です。つまり、雇入れ時に松江市等外に住所を有する新規学卒者については、平成23年4月末日までの猶予期間中に松江市等へ住民登録をしていただく必要があります。交付申請時に、新規学卒者の（転入後の）住民票の写しが必要となります。
2-3 松江市内在住の新規学卒者を松江市内の事業所で雇入れ、1箇月間は松江市外で研修を受けさせたい。この研修期間は、奨励金交付条件である「6箇月間以上の雇用実績」に含まれるのか。	当該制度の住所に係る条件は、「松江市内の事業所で勤務させること」、「雇入れた新規学卒者が松江市等に住所を有すること」としてはありますが、対象となる新規学卒者の松江市等外への住所変更が無ければ、「松江市外での研修」は対象となり、6箇月間の雇用実績期間に含めることができます。
2-4 雇用者の募集についてはハローワークを介している必要があるか。	必要はありません。
2-5 現在学生でアルバイトで雇っている者を平成23年3月の卒業にあわせて、正規雇用する場合には対象となるか。	対象となります。

よくあるご質問（Q & A）

ご 質 問 内 容	回 答
3 . 手続きについて	
3-1 ・既に採用が決定している新規学卒者がいる場合、速やかに交付申請したほうがよいか。 ・新規学卒者を平成23年3月に雇入れた場合も、交付申請は同年4月1日以降か。	交付申請は平成23年4月1日から同年9月30日までの間に行ってください。
3-2 申請後、すぐに受給できるわけではないという事か。	6箇月間以上の雇用した後、実績報告等の諸手続きが必要となります。
3-3 正社員を証明するものとは何か。	雇用契約書の写し等です。
3-4 申請人が松江市税の滞納がないことが分かる証明書とは何か。	松江市市民課証明発行窓口で交付される納税証明書のことです。 証明発行窓口に設置してある納税証明交付申請書の「未納税額のない証明」にチェックし、交付申請を行ってください。
3-5 申請様式は市役所に取りに行けばよいか。	松江市定住雇用推進課で紙（手書き）様式の交付が可能ですし、現在、松江市ホームページからデータ様式のダウンロードも可能です。
3-6 書類の提出は郵送でもよいか。	提出方法は、郵送でも、直接松江市定住雇用推進課へお持ちいただいても結構です。ただし、受付期間は平成23年4月1日から同年9月30日ですので、ご注意ください。
3-7 新規学卒者を6箇月以上雇用していることが確認できるものとは何か。	新規学卒者の出勤簿又は賃金台帳の写し等です。
4 . その他（交付額等）	
4-1 「新規学卒者1人につき（6箇月間以上の雇用で）上限10万円、1事業主につき上限20万円」とあるが、1人の新規学卒者を1年（12箇月）以上雇入れた場合にも20万円が交付されるのか。	本来正社員とは雇用期間の限定がありませんので、あくまでも1人の新規学卒者につき上限10万円です。ただし、新規学卒者本人の自主退職等のあった場合でも最低6箇月間以上雇用することが交付の条件となります。 1事業主につき20万円とは、3人以上の新規学卒者を雇入れた場合でも交付額は上限20万円ということです。
4-2 国、県等他機関が実施している他の助成制度との併用は可能か。	要綱第3条のとおり、松江市が既に実施している雇用促進奨励金との重複受給は対象となりません。 また、八束郡東出雲町に同様の制度がありますが、平成23年8月1日に松江市との合併が決定しているため、事業所が両市町に存在する場合でも重複受給はできません。 それ以外の補助金等との重複は対象となります。ただし、国、県等他機関の補助金等制度が、当該助成金との重複受給を認めるかどうかについては、各機関にお問い合わせください。